

# ○航空自衛隊における装備品等の保存業務に関する達

平成10年6月4日 航空自衛隊達第13号  
航空幕僚長 空将 平岡 裕治

改正 平成26年12月10日 航空自衛隊達第82号  
令和元年 6月27日 航空自衛隊達第14号

航空自衛隊における装備品等の保存業務に関する達を次のように定める。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職責（第3条―第7条）
- 第3章 装備品等保存委員会（第8条・9条）
- 第4章 選定、指定手続等
  - 第1節 保存指定装備品等の選定等（第10条―第13条）
  - 第2節 保存指定装備品等の指定、解除等（第14条―第17条）
- 第5章 保存指定装備品等の保存の実施（第18条―第22条）
- 第6章 雑則（第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この達は、航空自衛隊（以下「空自」という。）において創設以来活躍してきた装備品等の保存業務に関して必要な事項を定め、もって、その装備品等を後世に継承するとともに、部内及び部外に対し、空自の歴史と活動の理解及び認識を深めさせることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 航空機、誘導武器、航空警戒管制用器材、弾薬、武器、個人被服及びこれらに準ずるものをいう。
- (2) 保存指定装備品等 用途廃止及び不用決定（以下「用途廃止等」という。）される装備品等（用途廃止等されたものを含む。）の中から保存指定された歴史的価値のある装備品等をいう。
- (3) 保存 保存指定装備品等を適正な状態で維持管理することをいう。
- (4) 部隊等 編合部隊、編制部隊及び機関をいう。
- (5) 保存部隊等 保存指定装備品等を保存する部隊及び機関をいう。

### 第2章 職責

#### （航空幕僚長）

第3条 航空幕僚長（以下「空幕長」という。）は、保存指定装備品等の保存業務に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保存指定装備品等の保存にかかわる全般統制及び指導に関すること。
- (2) 保存指定装備品等の指定及び解除に関すること。

(航空総隊司令官等)

第4条 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長（以下「航空総隊司令官等」という。）は、保存指定装備品等の保存業務に関し、隷下又は管理下の保存部隊等に対して監督指導を行うものとする。

(補給本部長)

第5条 補給本部長は、保存指定装備品等の保存業務に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保存に必要な支援に関すること。
- (2) 保存指定装備品等の物品管理要領に関すること。
- (3) その他空幕長が別に示す支援事項に関すること。

2 前項に規定する業務についての必要な事項は、補給本部長が別に定めるものとする。

(保存部隊等の長)

第6条 保存部隊等の長は、保存指定装備品等の保存業務に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保存管理責任者の指定に関すること。
- (2) 保存指定装備品等の保存に関すること。
- (3) 保存に必要な補用部品の選定及び保管並びに器材、資料の維持管理に関すること。
- (4) 保存状況の報告に関すること。

(保存管理責任者)

第7条 保存管理責任者は、保存部隊等の長が行う保存業務を補佐するものとする。

### 第3章 装備品等保存委員会

(装備品等保存委員会の設置)

第8条 空幕長は、必要の都度、装備品等保存委員会（以下「委員会」という。）を航空幕僚監部に設置する。

2 委員会の構成、運営等については、別に定めるところによる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保存指定装備品等の指定及び解除に関すること。
- (2) その他保存業務の重要事項に関すること。

### 第4章 選定、指定手続等

#### 第1節 保存指定装備品等の選定等

(装備品等の分類)

第10条 保存の対象となる装備品等は、次の各号に分類する。

- (1) 航空機
- (2) 誘導武器
- (3) 航空警戒管制用器材
- (4) 弾薬（航空機搭載用ミサイル等を含む。）
- (5) 武器
- (6) 個人被服（制服、帽子、階級章、航空服、航空ヘルメット等）
- (7) その他

(保存指定装備品等の選定基準)

第11条 保存指定装備品等の選定は、原則として当該装備品等の運用が終了時期にあり、用途廃止等されるもの（用途廃止等されたものを含む。）の中から、次の各号に掲げる基準の1に該当するものについて行うものとする。

- (1) 実物を見て容易に空自を印象付けることができ、かつ、象徴するもの
  - (2) 航空防衛力の中核として、空自の任務遂行に貢献してきたもの
  - (3) 空自の変遷を示す上で特に重要なもの
  - (4) 空自の防衛装備史上、特に技術的価値の高いもの
- （委員会への諮問）

第12条 空幕長は、保存指定装備品等の指定及び解除をする場合には、これを委員会に諮問する。

2 空幕長は、次条に規定する上申を受けた場合であって必要と認める場合には、これを委員会に諮問する。

（保存指定装備品等の指定及び解除の上申）

第13条 部隊等の長は、第11条の選定基準に該当して保存指定装備品等の指定を要望する場合には、保存指定装備品等の指定上申書（別紙様式第1）により、当該年度の9月末までに上級の部隊等の長を経由して空幕長（装備課長気付）に上申するものとする。

2 部隊等の長は、保存指定装備品等の解除を要望する場合には、保存指定装備品等の解除上申書（別紙様式第1）により、上級の部隊等の長を経由して空幕長（装備課長気付）に上申するものとする。

#### 第2節 保存指定装備品等の指定、解除等

（保存指定装備品等の指定及び解除）

第14条 空幕長は、委員会の審議結果に基づき保存指定装備品等を指定する。

2 空幕長は、保存指定装備品等が、その価値を失った場合又はその他特別の理由がある場合には、委員会の審議結果に基づき指定を解除する。

（指定（解除）等の通知）

第15条 空幕長は、保存指定装備品等の指定又は解除をした場合には、保存指定装備品等の指定（解除）通知書（別紙様式第2）を保存部隊等の長に送付するとともに、当該保存部隊等の上級の部隊等の長及び補給本部長並びに当該保存指定装備品等に関連する分任物品管理官にその写しを送付する。

2 空幕長は、第13条に規定する上申を行う部隊等の長（以下「上申部隊等の長」という。）と、前項に規定する保存部隊等の長が異なる場合にあっては、上申部隊等の長（上級の部隊等の長を含む。以下この条において同じ。）に対して保存指定装備品等の指定通知書の写しを送付する。

3 空幕長は、第13条の規定に基づき上申されたものを保存指定装備品等に指定しない場合又は解除しない場合には、当該上申部隊等の長に対してその旨を通知する。

（保存指定装備品等の用途廃止等に伴う業務）

第16条 保存指定装備品等の用途廃止等に伴う業務は、第18条第1項の規定によるほか、関連規則等によるものとする。

（指定数量）

第17条 保存指定装備品等の指定数量は、原則として2組を基準とする。

#### 第5章 保存指定装備品等の保存の実施

（保存形態）

第18条 保存指定装備品等は、その本来の用途について再使用しないものとし、原則としてその構成部品は運用時の形態で保存する。

2 保存指定装備品等の中で、大型装備品等（大型航空機、警戒管制用器材、大型車両搭載装備品等）は、第15条の規定に基づく通知により、その構成部品の一部又は写真等をもって保存に代えることができるものとする。

（保存場所）

第19条 保存部隊等の長は、保存指定装備品等を屋内に保存するものとする。ただし、これにより難しい場合には、屋外に保存することができる。

（保存要領）

第20条 保存部隊等の長は、保存指定装備品等の保存に当たり、保存前の安全、防せい処置等及び保存後の定期的な点検等を実施するものとする。

2 保存部隊等の長は、第18条第2項に規定する写真等について保存指定装備品等に準じて取り扱うものとする。

（保全）

第21条 保存部隊等の長は、保存指定装備品等で秘密又は特定秘密にかかわる物件については、関連規則等に基づき保全処置を講ずるものとする。

（報告）

第22条 保存部隊等の長は、保存指定装備品等の保存において、次の各号に掲げる事項に該当した場合には、速やかにその状況等を装備品等状況報告書（別紙様式第3）により、上級の部隊等の長を経由して空幕長（装備課長気付）に報告するものとする（12-U1-AR（D））。

(1) 屋外において保存する保存指定装備品等に塗装を実施した場合

(2) 災害等による損傷を受けた場合

2 保存部隊等の長は、前項に規定する装備品等状況報告書の写しを補給本部長に送付するものとする。

## 第6章 雑則

（委任規定）

第23条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則（平成10年6月4日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成10年6月4日から施行する。

附 則（平成26年12月10日航空自衛隊達第82号）

この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）（抄）

（施行期日）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

別紙様式第1（第13条関連）

発簡番号(120)  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
(装備課長気付)

発簡者名 印

保存指定装備品等の指定（解除）上申書

項目	内容
分類	
装備品等名 (機体番号、物品番号等)	
保有部隊等	
装備品等の状態	
理由	
指定（解除）要望年月	
保存予定場所	
その他	

- 注：1 装備品等の状態の欄は、現状及び修復箇所の有無について具体的かつ簡明に記載する。
- 2 理由の欄は、必要性等を具体的かつ簡明に記載する。
- 3 保存予定場所の欄は、指定上申の際、施設名及びその状況等を記載する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第15条関連）

発 簡 番 号(120)  
発 簡 年 月 日

殿

航空幕僚長 印

保存指定装備品等の指定（解除）通知書

項 目	内 容
分類	
登録番号	
指定（解除）装備品等名 （機体番号、物品番号等）	
保存形態	
指定（解除）年月日	
指定（解除）理由	
保存開始年月日	
保存部隊等	
安全処置要領（武器）	
その他	

配布区分：補給本部長

- 注：1 登録番号の欄は、年度ごとの登録順とする。  
2 配布区分については、補給本部長を除き次のとおりとする。  
(1) 航空総隊司令官等、分任物品管理官については、当該装備品等に関連した場合に記載する。  
(2) 上申部隊等の長については、第15条第2項に該当した場合に記載する。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第22条関連）

発簡番号(120)  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
(装備課長気付)

発簡者名 印

装備品等状況報告書（12-U1-AR（D））

項目	内容
分類	
登録番号	
装備品等名 (機体番号、物品番号等)	
装備品等の状況	
その他	

配布区分：補給本部長

- 注：1 装備品等の状況の欄は、具体的かつ簡明に記載する。  
2 その他の欄は、部隊要望等、必要事項を記載する。  
3 災害等による損傷を受けた場合の報告にあつては、その状況の写真を添付する。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。